

## 令和8年度那賀エリアラーメン周遊事業委託業務

### プロポーザル実施要領

#### 1 趣旨

那賀エリア（岩出市・紀の川市）は、観光資源（根來寺、粉河寺等）や地域資源（フルーツ、スカイスポーツ等）が多数あり、交通の便で大阪から近いことで多くの観光客が訪れているが、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客数が減少し、現在は復調傾向にあるものの、今後、コロナ禍以前より多くの観光客が訪れるためには、既存の資源を生かしつつ、起爆剤となる新たな観光コンテンツの創出が求められる。

近年、岩出市において、ラーメンの有名店の進出が相次ぎ、また紀の川市には地域に愛される名店が存在しているなど、那賀エリアはラーメン提供店の一大集積地となっている。

本事業は、新たな観光コンテンツとして「ラーメン」を打ち出すことで、それをきっかけとする那賀エリアへの誘客を促し、周辺の観光施設への周遊に繋げ、地域の活性化を図る。

#### 2 業務内容

##### (1) 業務名

令和8年度那賀エリアラーメン周遊事業委託業務

##### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

##### (3) 予算上限額

2,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

##### (4) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

#### 3 参加対象事業者

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対して仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団若しくは暴力団構成員の統制の下にある者でないこと。
- (8) 国税（消費税）及び都道府県税について滞納がないこと。

#### 4 スケジュール

募集開始	令和8年4月22日（水）
説明会参加申込期限	令和8年4月27日（月）17時00分必着
説明会	令和8年4月28日（火）13時30分から
質問票受付期限	令和8年5月13日（水）17時00分必着
質問票回答期限	令和8年5月15日（金）
提案書等提出期限	令和8年5月20日（水）17時00分必着
受託事業者決定通知	令和8年5月下旬（予定）

#### 5 プロポーザル説明会

本プロポーザル参加希望者向けに説明会を開催するので、事前説明会参加申込書（様式1）を「11 問い合わせ先」に記載する連絡先まで電子メール又はFAXにより提出すること。

なお、プロポーザル参加にあたり、説明会への参加は必須となります。

- (1) 開催日時：令和8年4月28日（火）13時30分から
- (2) 開催場所：和歌山県那賀振興局 2階 中会議室(変更の可能性あり)
- (3) 申込期限：令和8年4月27日（月）17時00分必着

#### 6 質問票の提出

- (1) 提出期限

令和8年5月13日（水）17時00分必着

- (2) 提出方法

本業務の仕様書等に質問がある場合は、下記により質問票（様式2）を電子メール又はFAXにより、「11 問い合わせ先」に記載する場所に提出すること。

- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、原則として令和8年5月15日（金）までに回答する。

#### 7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は下記により提出すること。

ただし、提案書類の提出日において、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、下記（1）オ～サの提出を省略することができます。

- (1) 提出書類

ア 企画提案申請書（様式3） 1部

イ 企画提案書（様式任意） 6部

※8企画提案に際しての注意事項を参照すること

ウ 見積書（様式任意） 1部

エ 提案者の概要書（様式4） 1部

オ 誓約書（様式5） 1部

カ 役員等に関する調書（様式6） 1部

キ 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分） 1部

ク 法人にあつては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあつては、住民票 1部

ケ 印鑑証明 1部

コ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後3ヶ月以内のもの） 1部

サ 都道府県税について未納がない旨の証明書（発行3ヶ月以内のもの）  
1部

(2) 提出期限

令和8年5月20日（水） 17時00分 必着

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、(2) 提出期限必着を厳守すること。

(4) 提出先

「1.1 問い合わせ先」に記載する場所に提出すること。

## 8 企画提案に際しての注意事項

(1) 企画提案書はA4判、オールカラーで作成すること。

(2) 提案内容は、別添仕様書に基づいて作成すること。

(3) 企画提案書には、少なくとも次の事項を含むこと。

ア 業務の実施計画

(ア) 業務の遂行スケジュール

(イ) 業務の実施体制（実施人員や当該人員の職種、進捗管理体制など）

(ウ) 本事業に類似した事業及び制作物等の実績

イ ラーメン観光周遊ガイドブックの制作に係る提案

(ア) ラーメン観光周遊ガイドブックのタイトル案

(イ) 掲載するラーメン提供店の候補

(ウ) 掲載する観光施設等及び観光情報の候補

(エ) デザイン構成案

ただし、ラフ案又は類似制作物を利用した提案で差し支えない。

ウ ラーメン観光周遊スタンプラリーの開催に係る提案

(ア) デジタルスタンプラリーシステムの内容・機能

(イ) スタンプスポット候補

(ウ) 景品候補

(エ) 広報の方法

(4) 見積書は、次の事項に留意して作成すること

ア 積算項目ごとの内訳書を添付し、積算内容が詳しくわかるようにすること。

イ 見積金額は「2 業務内容(3)」の予算上限額を上回らないこと。

ウ 見積書は、消費税及び地方消費税を含む額とし、当該消費税及び地方消費税の額を

明記すること。

エ 見積書の宛名は、「那賀振興まちづくり連絡会議 会長」とすること。

オ 法人にあっては所在地、法人の名称、代表者及び担当者の職名・氏名・連絡先（電話番号）、個人にあっては住所・氏名・連絡先（電話番号）を記載すること。

(5) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に違反すると認められる場合

(6) 提出された書類は、採択を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(7) 一度提出した書類・提案書は返却しない。

(8) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加対象事業者の負担とする。

## 9 契約候補者選定方法

(1) 提出期限後、提出された資料を元に、那賀振興まちづくり連絡会議の委員が属する団体であって、同連絡会議の会長が指名する団体が、別紙の審査項目に基づき厳正なる書類審査により点数で評価し、各団体の点数の合計が最も高い点数であったものを契約候補者として選定するものとする。ただし、合計の点数が満点の7割に満たない場合は、契約候補者として選定しないものとする。

(2) プロポーザルの結果については、那賀振興局ホームページ（和歌山県ホームページ内）に掲載する。

## 10 契約

(1) 契約候補者と委託者が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、9（1）で次に高い点数となった者と契約内容について協議を行った上で契約を締結するものとする。

(2) 企画提案書は、提案者の企画力等を判断し、契約候補者を選定するためのものであり、委託内容、経費等については、委託者との協議により、修正・変更を行った上で契約する場合がある。

## 11 問い合わせ先

本募集及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

那賀振興まちづくり連絡会議 事務局

（和歌山県那賀振興局地域づくり部地域づくり課内）

(2) 所在地 〒649-6223 和歌山県岩出市高塚209

電話番号 0736-61-0012

FAX 0736-61-1514

メール e1302201@pref.wakayama.lg.jp

## 別紙

### 令和8年度那賀エリアラーメン周遊事業委託業務プロポーザルに係る審査項目

- 1 事業趣旨の理解、見積価格の妥当性 15点
  - (1) 事業の趣旨を理解した企画提案になっているか。
  - (2) 事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。
  
- 2 事業実施体制、実績 15点
  - (1) 適正な事業実施が期待される体制を有しているか。
  - (2) 効果的な事業実施が期待される業務経験、実績を有しているか。
  
- 3 企画提案内容 70点
  - (1) ラーメン観光周遊ガイドブックの制作に係る提案
    - ア より多くの人々の興味を引き付けるタイトル案となっているか。
    - イ より多くの人々がラーメンをきっかけに那賀エリアを訪れてみたいと思わせるデザイン構成案となっているか。
    - ウ 掲載ラーメン提供店及び観光施設等並びに観光情報の候補は妥当か。
  - (2) ラーメン観光周遊スタンプラリーの開催に係る提案
    - ア スタンプラリーの内容は、参加者が簡易に参加できるものとなっているか。
    - イ スタンプスポット候補は妥当か。実現可能性があるか。
    - ウ 景品の候補はより多くの方を引き付け、スタンプラリーに参加したいと思わせるものとなっているか。
    - エ 広報の方法は、より多くの方の目に触れ、興味を引き付けるものとなっているか。